

「第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画」 ニーズ量の推計結果と目標量の設定について

「ニーズ量の見込み」と「目標量（確保方策）」算出等の考え方

子ども・子育て支援法では、計画期間の各年度における「教育・保育施設の利用量」（幼稚園・認定こども園・保育所等の利用者数）の見込み（需要量）と、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み（需要量）、それらに対する確保方策（供給量の見込み）について、子ども・子育て支援事業計画に記載することが必須とされています。

サービス利用実績やニーズ調査結果、人口推計を勘案して、国が示す「量の見込みの算出等のための手引き」に準拠し、以下のとおり、量の見込みと確保方策を設定します。

1. 「教育・保育施設の利用量」の見込みと確保方策

就学前教育・保育施設の利用にあたっては、「保育の必要性の認定」を受けます。「保育の必要性の認定」には、0～2歳の3号認定、保育の必要性のある3～5歳の2号認定、保育の必要性がない3～5歳の1号認定があります。

なお、一部の認可外保育施設は、「保育の必要性の認定」を受けなくても利用できますが、本計画の量の見込みと確保方策は、その分も含みます。

保育の必要性の認定の区分

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設
1号	3～5歳	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性に該当	保育所・認定こども園
3号	0～2歳		保育所・認定こども園・ 地域型保育事業

(1) 3号認定(0～2歳)

3号認定による利用量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は以下のとおりです。

なお、第1期及び第2期計画の第3号認定においては、1歳児と2歳児をまとめて集計していましたが、より正確なニーズ把握に努めるため、第3期では1歳児と2歳児を分けて集計します。

3号認定(0歳)による利用の見込みと確保方策

(単位：人／月)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	222	215	207	201	193	273	268	263	255	250
第2期実績と第3期確保方策(B)	200	218	204	223	232	234	243	243	243	243
B－A	-22	3	-3	22	39	-39	-25	-20	-12	-7

※B：保育所・認定こども園・地域型保育事業(家庭的保育施設)

※R6の実績値は令和7年3月時点の見込み値

3号認定(1歳)による利用の見込みと確保方策

(単位：人／月)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	760	760	750	740	730	370	400	396	392	384
第2期実績と第3期確保方策(B)	696	718	796	754	787	370	385	385	385	385
B－A	-64	-42	46	14	57	0	-15	-11	-7	1

※B：保育所・認定こども園・地域型保育事業(家庭的保育施設)

※R6の実績値は令和7年3月時点の見込み値

※第2期(実績)のR2～6年度値は、1・2歳の合計値

3号認定(2歳)による利用の見込みと確保方策

(単位：人／月)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	760	760	750	740	730	425	378	408	404	400
第2期実績と第3期確保方策(B)	696	718	796	754	787	425	443	443	443	443
B－A	-64	-42	46	14	57	0	65	35	39	43

※B：保育所・認定こども園・地域型保育事業(家庭的保育施設)

※R6の実績値は令和7年3月時点の見込み値

※第2期(実績)のR2～6年度値は、1・2歳の合計値

第3期確保方策	女性の社会参画に伴い、保育ニーズは今後とも増加が見込まれます。年度末の待機児童の減少を目標に、既存施設の保育定員の見直しや拡充等によりこどもの定員の拡充を図ります。
---------	--

(2) 2号認定（3～5歳の保育所・認定こども園保育部・認可外保育所利用）

2号認定による利用量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は、以下のとおりです。

2号認定による利用の見込みと確保方策

（単位：人／月）

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	1,140	1,140	1,125	1,110	1,095	1,257	1,231	1,194	1,194	1,170
第2期実績と第3期確保方策(B)	1,165	1,191	1,191	1,238	1,298	1,298	1,358	1,358	1,358	1,358
B - A	25	51	66	128	203	41	127	164	164	188

※R6の実績値は令和7年3月時点の見込み値

第3期確保方策	第3期において確保方策としては充足していますが、保育ニーズについては注視してまいります。
---------	--

(3) 1号認定（3～5歳の幼稚園・認定こども園幼稚部利用）

1号認定による利用量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は、以下のとおりです。

1号認定による利用の見込みと確保方策

（単位：人／月）

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	1,105	1,046	991	957	926	811	766	724	709	678
第2期実績と第3期確保方策(B)	1,069	1,082	1,001	957	842	811	766	724	709	678
B - A	-36	36	10	0	-84	0	0	0	0	0

※R6の実績値は令和7年3月時点の見込み値

第3期確保方策	保育ニーズの増加により、保育を必要としない1号認定の量の見込みは減少しています。第3期計画においても、量の見込みに対する提供体制を充足します。
---------	--

2. 「地域子ども・子育て支援事業」等の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、「地域子ども・子育て支援事業」についても、量の見込みと確保方策を子ども・子育て支援事業計画に記載することが必須とされています。

「地域子ども・子育て支援事業」は、国・都道府県による交付金等での支援のもと、市町村が地域の実情に応じてメニューを選んで実施する事業で、下記の表の(1)～(16)のメニューがあります。

なお、(14)～(16)は、令和6年4月から児童福祉法改正に伴い新たに創設された「地域子ども・子育て支援事業」です。

また、(17)は、令和7年4月から子ども・子育て支援法改正に伴い創設される制度で、「地域子ども・子育て支援事業」ではなく、就学前教育・保育施設の利用にあたっての(義務的)給付サービスですが、本資料では、「地域子ども・子育て支援事業」等として一連の流れの中で掲載します。

「地域子ども・子育て支援事業」等のメニュー項目

(1) 利用者支援事業
(2) 地域子育て支援拠点事業
(3) 妊婦健康診査
(4) 乳児家庭全戸訪問事業
(5) 養育支援訪問事業
(6) 子育て短期支援事業
(7) ファミリー・サポート・センター事業
(8) 一時預かり事業
(9) 延長保育事業
(10) 病児・病後児保育事業
(11) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
(14) 子育て世帯訪問支援事業「新設」
(15) 児童育成支援拠点事業「新設」
(16) 親子関係形成支援事業「新設」
(17) こども誰でも通園制度「新設」

(1) 利用者支援事業

「利用者支援事業」は、子どもやその保護者、または妊婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整など行う事業です。基本型・特定型、こども家庭センター型（令和5年度まで母子保健型）があります。また、令和4年度児童福祉法改正により、新たに地域子育て相談機関型の設置が求められています。

「利用者支援事業」は、箇所数のみ計画に位置づけることとされており、確保方策のみ定めます。

「利用者支援事業」の第2期実績と第3期確保方策

(単位：箇所)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
基本型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定型	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター型 (令和5年度まで母子保健型)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	-	-	-	-	-	4	4	4	4	4

第3期確保方策	- 本市では、利用者支援事業（特定型）をこども政策課で、こども家庭支援センター型を子育て応援課及び健康づくり推進課で実施しています。 - 地域子育て相談機関については、中学校区に1か所を目安（本市では8箇所）に設定することを原則とされていることから、提供体制の確保に向け手法等を検討します。
---------	--

(2) 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場・地域子育て支援センター）

「地域子育て支援拠点事業」（つどいの広場・地域子育て支援センター）は、主に未就園の0歳～3歳の乳幼児とその保護者が気軽に集い、親子で交流したり、育児についての相談や情報提供、子育て講座を実施したりする事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は、以下のとおりです。

「地域子育て支援拠点事業」の量の見込みと確保方策

(単位：人回／年) → (単位：箇所)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	17,645	16,939	16,261	15,611	15,705	13,440	13,050	13,192	12,915	12,615
第2期実績(人)	9,329	9,458	10,569	11,444	-					
第3期確保方策 (箇所)						9	9	9	9	9

第3期確保方策	・市内9箇所での実施を継続し、乳幼児や保護者同士の交流、子育て講座、気軽に相談できる場所を提供します。 ・第2期計画までは、確保方策を人回/年で計上していたが、各事業所において提供体制は確保しています。また、他市計画では「箇所」で掲載している事例が多いことから、本市においても第3期計画における確保方策は「箇所」に変更します。
---------	--

(3) 妊婦健康診査

「妊婦健康診査」は、医療機関における妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。市で母子健康手帳の交付時に受診券(14回分)を配布し助成を行っています。

対象人数と健診回数に関する量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は、以下のとおりです。

「妊婦健康診査の対象人数」の量の見込みと確保方策

(単位：人/年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	933	900	871	838	838	858	841	823	802	784
第2期実績と第3期確保方策(B)	1,053	1,026	1,036	856	－	858	841	823	802	784
B－A	120	126	165	18	－	0	0	0	0	0

「妊婦健康診査の健診回数」の量の見込みと確保方策

(単位：人回/年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	8,397	8,100	7,839	7,542	7,542	7,293	7,148	6,995	6,817	6,664
第2期実績と第3期確保方策(B)	9,044	8,530	8,916	6,880	－	7,293	7,148	6,995	6,817	6,664
B－A	647	430	1,077	－662	－	0	0	0	0	0

第3期確保方策	・今後も妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦1人あたり14回までの妊婦健康診査費(受診券)の助成を継続して実施します。
---------	--

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

「乳児家庭全戸訪問事業」は、生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭に保健師などが訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は、以下のとおりです。

「乳児家庭全戸訪問事業」の量の見込みと確保方策

(単位：人／年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	622	600	581	559	559	572	561	549	535	523
第2期実績と第3期確保方策(B)	615	597	628	539	－	572	561	549	535	523
B－A	－7	－3	47	－20	－	0	0	0	0	0

第3期確保方策	・ 今後も助産師や保健師が、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や相談支援、養育環境の把握等を行います。
---------	---

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

本市では、これまで育児支援家庭訪問事業と育児ヘルパー派遣事業を計上していましたが、第3期計画では新設された「子育て世帯訪問支援事業」に移行するため、本事業では、特に支援が必要と認められる所属先のない未就園児家庭に対する訪問対象児童を計上します。

量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は、以下のとおりです。

「養育支援訪問事業」の量の見込みと確保方策

(単位：人／年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	50	50	50	50	50	53	53	53	53	53
第2期実績 (養育支援家庭訪問)	17	7	11	13	－	－	－	－	－	－
第2期実績 (育児ヘルパー派遣)	34	42	40	36	－	－	－	－	－	－
第3期確保方策 (支援が必要と認められる未就園児家庭訪問)	－	－	－	－	－	53	53	53	53	53

第3期確保方策	・本市では令和4年6月に発生した2歳児死亡事案を受け、令和4年7月以降、特に支援が必要と認められる所属先のない未就園児家庭に対して、家庭児童相談員を中心に関係機関と協力し定期的な家庭訪問を実施し、見守り体制の強化に努めています。 ・第3期計画では、上記件数を計上。中期的な支援を念頭に関係機関と連携して適切な児童の養育環境の維持・改善などをめざし指導・助言などの支援を行います。
---------	--

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

「ショートステイ」は、保護者が疾病、疲労などの理由により、家庭における子どもの養育が一時的に困難な場合に児童養護施設などで子どもを一定期間預かる事業です。

「トワイライトステイ」は、保護者が仕事などの理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭における子どもの養育が困難な場合に児童養護施設などで子どもを保護し、生活指導、食事の提供などを行う事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は、以下のとおりです。

「ショートステイ」の量の見込みと確保方策

(単位：人日／年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	70	70	70	70	70	131	128	126	125	122
第2期実績と第3期確保方策(B)	87	60	189	103	-	131	128	126	125	122
B-A	17	-10	119	33	-	0	0	0	0	0

「トワイライトステイ」の量の見込みと確保方策

(単位：人日／年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2期実績と第3期確保方策(B)	0	0	0	0	-	5	5	5	5	5
B-A	0	0	0	0	-	5	5	5	5	5

第3期確保方策	・家庭での養育が一時的に困難になったり、緊急に保護を要する場合など、児童福祉施設等における養育・保護を行うため、委託先と連携し対応します。 ・令和6年度に国の要綱が改正され、利用期間が拡大されたことに伴い、第3期計画では第2期期間に比べ、利用期間内の増加を勘案した量の見込みとします。
---------	---

(7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児分）

「ファミリー・サポート・センター事業」は、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）とが会員となって相互援助を行う事業で、本市では、市役所に事務局を置いています。

就学児分の量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は、以下のとおりです。

「ファミリー・サポート・センター事業（就学児[低学年]分）」の量の見込みと確保方策

（単位：人回／年）

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	206	200	196	192	192	294	285	280	273	273
第2期実績と第3期確保方策(B)	653	287	271	79	-	294	285	280	273	273
B - A	447	87	75	-113	-	0	0	0	0	0

「ファミリー・サポート・センター事業（就学児[高学年]分）」の量の見込みと確保方策

（単位：人回／年）

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	12	12	12	12	12	89	87	86	83	83
第2期実績と第3期確保方策(B)	95	111	92	104	-	89	87	86	83	83
B - A	83	99	80	92	-	0	0	0	0	0

第3期確保方策	・引き続き、子育ての相互援助を進めるため、市民への周知等に努めます。
---------	------------------------------------

(8) 一時預かり事業

「一時預かり事業」は、家庭で日中保育することが一時的に困難となった就学前児童について、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりや保育などを行う事業です。幼稚園・認定こども園教育部の通常就園時間後の「預かり保育」や保育所・認定こども園保育部の「一時保育」があります。

量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は、以下のとおりです。

なお、ファミリー・サポート・センター事業などによる一時預かりも、保育所・認定こども園保育部の「一時保育」に含めています。

「幼稚園・認定こども園教育部の一時預かり保育」の量の見込みと確保方策

(単位：人回／年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	43,529	42,923	41,680	40,894	40,183	32,055	31,497	30,949	30,410	29,881
第2期実績と第3期確保方策(B)	38,757	44,631	37,521	38,078	32,623	32,623	32,623	32,623	32,623	32,623
B - A	-4,772	1,708	-4,159	-2,816	-7,560	568	1,126	1,674	2,213	2,742

※R6の実績値は令和7年3月末時点の見込み値

第3期確保方策	・今後も私立幼稚園における預かり保育事業を中心に、1号認定の枠組みのなかで実施、対応します。
---------	--

「保育所・認定こども園保育部の一時預かり保育」の量の見込みと確保方策

(単位：人回／年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	4,563	4,426	4,293	4,147	4,006	754	728	703	679	656
第2期実績と第3期確保方策(B)	1,836	1,285	1,356	781	781	781	781	781	781	781
B - A	2,727	3,141	2,937	3,366	3,225	27	53	78	102	125

※R6の実績値は令和7年3月末時点の見込み値

第3期確保方策	・今後も各保育所やファミリーサポートセンターで実施、対応します。
---------	----------------------------------

(9) 延長保育事業(時間外保育事業)

「延長保育事業」は、2号・3号認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園などで保育を行う事業です。

本市では、民間3園で実施している19～20時の保育を延長保育と位置づけています。

量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は、以下のとおりです。

「延長保育事業」の量の見込みと確保方策

(単位：人日／年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	235	228	221	214	207	200	193	186	179	172
第2期実績と第3期確保方策(B)	173	240	237	185	202	202	202	202	202	202
箇所数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
B－A	-62	12	16	-29	-5	2	9	16	23	30

第3期確保方策	・現状どおり、既存の各保育所において延長保育を実施、対応します。
---------	----------------------------------

(10) 病児・病後児保育事業

「病児・病後児保育事業」は、子どもが病気にかかり、保護者も仕事などで子どもを看られない時に、小児科部門を持つ医療機関との連携を図った保育所などで、病気の子どものを一時的に保育する事業です。現在、済生会富田林病院内保育施設「なでしこ保育園」（1日あたり最大4名／事前登録が必要）で実施しています。

量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は、以下のとおりです。

「病児・病後児保育事業」の量の見込みと確保方策

(単位：人日／年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	110	107	104	100	97	154	149	196	194	188
第2期実績と第3期確保方策(B)	126	114	126	154	－	154	149	196	194	188
B－A	16	7	22	54	－	0	0	0	0	0

第3期確保方策	・現在、済生会富田林病院内保育施設で実施していますが、金剛保育園の適正規模化により発生する教室を活用し、病児保育事業を開始することで、送迎困難な家庭などに利用できる機会の確保・充実に努めます（R9年度に予定）。
---------	---

(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」は、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図る事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は、以下のとおりです。

「放課後児童健全育成事業（学童クラブ[低学年]）」の量の見込みと確保方策

（各年度５月現在の入会者数 単位：人）

	第２期(実績)					第３期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	830	830	830	830	830	954	966	934	908	879
第２期実績と第３期確保方策(B)	885	875	855	888	966	966	966	966	966	966
B－A	55	45	25	58	136	12	0	32	58	87

「放課後児童健全育成事業（学童クラブ[高学年]）」の量の見込みと確保方策

（各年度５月現在の入会者数 単位：人）

	第２期(実績)					第３期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	292	292	292	292	292	355	359	355	351	351
第２期実績と第３期確保方策(B)	284	322	309	319	358	358	358	358	358	358
B－A	-8	30	17	27	66	3	-1	3	7	7

第３期確保方策	・引き続き、入会児童数の状況等を見ながら、放課後児童会の整備等を実施します。
---------	--

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

「実費徴収に係る補足給付を行う事業」は、保護者の世帯所得の状況などを勘案して、教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

令和元年１０月より「幼児教育・保育の無償化」が始まり、保育所・幼稚園などに在園する３歳以上児の保育料が無償になりました。

本市においては、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に在園する年収３６０万円未満相当世帯の子どもと、小学３年生以下の子どもを第１子とした第３子以降の子どもがいる世帯の負担軽減のため、食材料費の副食費分について助成しています。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」は、多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

この事業については、事業の性質上、数量による量の見込みや確保方策は定めません。

(14) 子育て世帯訪問支援事業「新設」

「子育て世帯訪問支援事業」は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

第3期計画では、従前の養育支援訪問事業が本事業に移行します。
量の見込みと確保方策は、以下のとおりです。

「子育て世帯訪問支援事業」の量の見込みと確保方策

(単位：人／年)

	第3期(確保方策)				
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	50	50	50	50	50
第3期確保方策(B)	60	59	57	57	56
B－A	10	9	7	7	6

第3期確保方策	・今後も、妊婦又は出産後12か月以内の産婦に対して、育児、家事援助等が必要と認められる家庭への育児ヘルパー派遣事業を実施します。また、家事や子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭を家庭訪問支援員が訪問することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを防ぎます。
---------	--

(15) 児童育成支援拠点事業「新設」

「児童育成支援拠点事業」は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

市町村が実施主体となり（委託可）、定員20人を基本に、管理者又は支援員のうち1人以上が常勤といった要件がある専門サービスです。

「児童育成支援拠点事業」の量の見込みと確保方策

(単位：箇所)

	第3期(確保方策)				
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	-	-	-	-	-
第3期確保方策(B)	-	-	-	-	-
B－A	-	-	-	-	-

第3期確保方策	・本市では、本事業に該当する事業はなく、今後、委託業務等による事業実施を研究する必要があります。 ・量の見込みについては、要保護児童及び要支援児童の数等を勘案し、家庭の養育環境に課題のある児童を算出する必要があります。 ・今後、本市の方向性を示していきます。
---------	---

(16) 親子関係形成支援事業「新設」

「親子関係形成支援事業」は、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

量の見込みと確保方策は、以下のとおりです。

「親子関係形成支援事業」の量の見込みと確保方策

(単位：人／年)

	第3期(確保方策)				
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	16	16	16	16	16
第3期確保方策(B)	28	28	28	28	28
B－A	12	12	12	12	12

第3期確保方策	・本市では、子育て応援課において、前向き子育てプログラム（トリプルP）、MYTREEペアレンツ・プログラムを、教育指導室において、ペアレントトレーニングを実施しています。 ・今後も事業を継続しながら、子どもとの関わりや子育てに悩みや不安を抱えた子育て家庭を支援していきます。
---------	--

(17) こども誰でも通園制度「新設」

「こども誰でも通園制度」は、0～2歳児が保護者の就労要件を問わず保育所等で保育を受けられる制度です。令和8年度から本格実施されますが、富田林市では、令和6年7月から、市立若葉保育園で試行事業（週1回（決まった曜日での定期利用）、5時間、市町村民税課税世帯1,700円／日（給食含む）、1日あたり3名）を実施しています。

量の見込みと確保方策は、以下のとおりです。

「こども誰でも通園制度の利用定員」の量の見込みと確保方策

(単位：人／月)

	第 3 期(確保方策)				
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	75	100	100	100	100
第 3 期確保方策(B)	75	100	100	100	100
B - A	0	0	0	0	0

第 3 期確保方策	・ 令和 6 年度は試行実施として、若葉保育園にて 1 日 3 人の受け入れを行っています。 ・ 令和 7 年度は金剛保育園の規模適正化による発生する教室を活用し、若葉保育園とともに 1 日 10 人の受け入れを行う予定です。 ・ 令和 8 年度以降は新たに民間保育所 1 施設での受け入れを見込んでいます。
-----------	--

〔参考〕「量の見込み」算出にあたっての基礎データ

（１）人口推計

計画期間における対象人口の推計値は、以下のとおりです。

住民基本台帳による各年４月１日現在の年齢別・男女別人口の過去６年分をもとに、コーホート変化率法により行いました。

対象人口の推計

（単位：人）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳	572	561	549	535	523
1歳	562	603	592	580	564
2歳	658	576	618	607	595
3歳	645	671	588	630	619
4歳	682	658	685	600	642
5歳	762	688	664	692	606
6歳	712	770	694	671	699
7歳	792	720	778	701	678
8歳	791	796	724	782	705
9歳	813	795	800	728	786
10歳	823	813	795	800	728
11歳	847	827	817	799	804
〔再掲〕0～2歳	1,792	1,740	1,759	1,722	1,682
〔再掲〕3～5歳	2,089	2,017	1,937	1,922	1,867
〔再掲〕0～5歳	3,881	3,757	3,696	3,644	3,549
〔再掲〕6～11歳	4,778	4,721	4,608	4,481	4,400

（２）「量の見込み」の基本的な算出式

各事業・サービスの「量の見込み」は、アンケート（ニーズ調査）における利用意向率に加え、人口推計、過去の実績値の推移等を勘案しながら、各事業・サービスごとの実施状況を踏まえ市で独自算出しています。

（３）家庭類型

就業状況が利用に影響するサービスについては、「家庭類型」ごとの対象人口と、「家庭類型」ごとの利用意向率をもとに推計を行いました。

アンケート結果から算出した「家庭類型」の構成比は表のとおりです。

現在の就業状況から算出した「現在の構成比」と子育てが落ち着いたら働きたいという今後の就業意向から算出した「潜在の構成比」があり、量の見込みの算出においては、「潜在の構成比」を用いています。

家庭類型の8タイプ

家庭類型	父母の有無と就労状況等	現在の構成比	潜在の構成比
タイプA	ひとり親家庭	5%	5%
タイプB	フルタイム×フルタイム	37%	41%
タイプC	フルタイム×パート（就労時間：月120時間以上+下限時間～120時間の一部）※	19%	21%
タイプC'	フルタイム×パート（就労時間：月下限時間未満+下限時間～120時間の一部）※	8%	11%
タイプD	専業主婦（夫）	31%	22%
タイプE	パート×パート（就労時間：双方が月120時間以上+下限時間～120時間の一部）	0%	0%
タイプE'	パート×パート（就労時間：いずれかが月120時間以上+下限時間～120時間の一部）	0%	0%
タイプF	無業×無業	0%	0%

※下限時間は、保育の必要性の認定において、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の境となる時間で、富田林市の場合、64時間です。

母親		父親	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中			タイプB	タイプC	タイプC'	
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上		タイプC	タイプE		タイプD
	120時間未満 下限時間以上					
	下限時間未満		タイプC'		タイプE'	
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD		タイプF

(4) 家庭類型別の利用意向率の一例

家庭類型別の利用意向率の一例として、3号認定0歳児のものを以下に記載します。

この表は、例えば、「タイプB（父親フルタイム就業かつ母親フルタイム就業）」の0歳児の家庭では、84%が保育施設（保育所・認定こども園等）を利用したいと回答していることがわかります。

「量の見込み」は、当該年度のタイプBの子どもの人口×タイプBの利用意向率、という算定式で算出します。

3号認定0歳児の家庭類型別の利用意向率

		利用意向率
タイプA	ひとり親	91%
タイプB	フルタイム×フルタイム	84%
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	69%
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	100%